

広島県病院事業管理規程第三号

広島県病院事業決裁規程の一部を改正する規程を次のとおり定める。

令和三年四月一日

広島県病院事業管理者 平 川 勝 洋

広島県病院事業決裁規程の一部を改正する規程

広島県病院事業決裁規程（平成二十一年広島県病院事業管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別表第一（第七条関係） 課長専決事項</p> <p>一―十（略）</p> <p>十一 予定価格二千万円未満の公有財産、物品及び債権並びに基金（以下「財産」という。）の取得及び処分</p> <p>十一の二 予定価格二千万円未満の物品及び占有財産の管理及び出納通知</p> <p>十二 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が三百万円未満の財産（物品を除く。）の賃貸借及び使用許可（三千平方メートル未満のものに限る。）並びに財産（物品を除く。）の賃貸借の更新</p> <p>十三―三十四（略）</p> <p>三十五 職員の介護支援部分休暇の承認及び取消し</p> <p>三十六―四十三（略）</p>	<p>別表第一（第七条関係） 課長専決事項</p> <p>一―十（略）</p> <p>十一 予定価格二千万円未満の財産の取得及び処分</p> <p>十二 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が三百万円未満の財産の賃貸借及び使用許可（三千平方メートル未満のものに限る。）並びに財産の賃貸借の更新</p> <p>十三―三十四（略）</p> <p>三十五―四十二（略）</p>
<p>別表第二（第七条関係） グループリーダー専決事項</p> <p>一―八（略）</p> <p>九 予定価格五十万円未満の物品及び占有財産の管理及び出納通知</p> <p>十 予定価格五十万円未満の物品の取得及び処分</p> <p>十一・十二（略）</p>	<p>別表第二（第七条関係） グループリーダー専決事項</p> <p>一―八（略）</p> <p>九 物品の出納通知</p> <p>十 一件五十万円未満の物品の要求</p> <p>十一・十二（略）</p>
<p>別表第三（第十条関係） 院長専決事項</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 寄附受納（物品を除く。）の諾否の決定</p> <p>四・五（略）</p>	<p>別表第三（第十条関係） 院長専決事項</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 寄附受納の諾否の決定</p> <p>四・五（略）</p>

附 則

この規程は、公布の日から施行する。